

## 南九州市公告第 72 号

南九州市庁舎移転に伴う跡地の民間活力導入について、ヒアリング調査の手続きを開始するので公告する。

令和 7 年 9 月 22 日

南九州市長 塗 木 弘 幸

### 1. 調査の目的

南九州市では、新庁舎建設に向けた事業を進めており、令和 6 年 9 月に着工し、令和 8 年 9 月の開庁を目指しています。

新庁舎供用開始後、現知覧庁舎の機能が新庁舎へ移転するため、移転後の建物及び敷地の利活用方法を検討する必要があります。

そこで、令和 6 年度には、地域住民や関係機関等で構成される「知覧庁舎跡地利活用検討会」を組織し、地域の声を聴きながら、利活用方法の方向性を検討しています。

今回、民間活力導入に向けた事業の公募に向けて、本市の事業に対する考え方を示し、具体的な条件等についてのご意見をお伺いするヒアリング調査（対話）を実施します。

最終的な公募条件については、今回のヒアリング調査（対話）を踏まえて検討し、決定する予定です。

### 2. 調査の内容

調査の概要を下記に示します。詳細については別途公表している参考資料をご確認ください。

#### (1) 調査対象

調査対象地：南九州市役所知覧庁舎の敷地等

所在地：鹿児島県南九州市知覧町郡 6204 番地

敷地面積：

知覧庁舎 敷地	約 3,958 m <sup>2</sup>	
	うち約 3,100 m <sup>2</sup>	本館，西別館は市による解体を予定
	うち約 850 m <sup>2</sup>	東別館は残置
西側駐車場 敷地	約 1,000 m <sup>2</sup>	約 1,200 m <sup>2</sup> のうち便所，料金徴収所などは残置のため 200 m <sup>2</sup> は使用不可

付属地（職員駐 車場）①～④	合計約 2,271 m <sup>2</sup>	知覧庁舎北側に点在 4 敷地あり
-------------------	--------------------------	------------------

工事着工時期：令和 9 年度以降を想定

## （２）調査内容

新庁舎移転後，知覧庁舎の敷地等における民間事業者による利活用案を募集します。市場性の有無，参画条件等の提案や意見を集め，望ましい敷地面積の規模や事業手法等についてもご意見をお伺いします。

## 3. ヒアリング調査の参加資格

参加者は，対象エリアの利活用を実施する意向を有する法人又は法人のグループとします。

ただし，次のいずれかに該当する場合は除きます。

- （１）南九州市暴力団排除条例（平成 24 年 9 月 4 日条例第 28 号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの。
- （２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により，一般競争入札の参加を制限されているもの。

## 4. ヒアリング調査の手続き

### ■ スケジュール

（１）	実施要領の公表	令和 7 年 9 月 22 日（月）
（２）	ヒアリング調査の参加受付 （エントリーシート及び質問票提出）	令和 7 年 9 月 22 日（月）～11 月 7 日（金）
（３）	ヒアリング調査 実施日時及び場所等の通知	参加受付から一週間後をめぐりに個別連絡
（４）	ヒアリング調査の実施	令和 7 年 10 月 1 日（水）～11 月 28 日（金）
（５）	実施結果概要の発表	令和 7 年 12 月下旬

※その他詳細は、「南九州市庁舎移転に伴う跡地の民間活力導入についてのヒアリング調査実施要領」を参照のこと。

5. 問い合わせ先・提出先

不明点がございましたら下記までお問い合わせください。

〒897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡 6204 番地  
南九州市 新庁舎建設推進課 担当：尾辻・小金園  
電話：0993-83-2511（内線 2091）  
FAX：0993-83-4469  
E-mail：chousya@city.minamikyushu.lg.jp